

花 菖 蒲 ノ 會 会 報

東京高裁控訴審判決は六月十四日

第一回口頭弁論(五月一日)にて決定

札幌高裁の判決は未定

神社本庁の代表役員地位確認訴訟は、昨年末に東京地裁で芦原理事の確認請求の提訴が棄却されました。

年末年始の繁忙な時期での慌ただしい訴訟対策となりましたが、芦原理事は「花菖蒲ノ會」その他の支援もあり、東京高裁に控訴しました。

その第一回口頭弁論が五月一日にあり、控訴理由書や補充書の確認があり、結審することとなり、判決の言ひ渡ししが六月十四日となりました。

神社本庁当局は、地裁判決を受け、「月刊若木」に弁護士の見識を掲載しましたが、この不見識さについては、本会報の10号、11号に掲載いたしました。

これまでの経過

ここで、昨年五月の評議員会以降の経過につき、簡単に整理してをきまします。本問題理解のため

めに参照ください。

▼ 昨年の評議員会は役員改選期であった。評議員会後の新たに選任された役員の中で、統理様は芦原理事を総長に指名されたが、役員会の決議のない指名は無効と主張する総務部長と多数の理事の意見により、その場は一旦持ち帰ることとなった。

▼ 統理様は、弁護士とも確認の上、統理の指名が有効であるので、文書で本庁事務局に指名を伝達するとともに、この指名に基づく事務処理をすべき指示書の交付をしたが、この文書も業務執行も無視された。

▼ 事務局が無視したままなので、芦原理事は、統理様の指名書に基づき、代表役員交代の登記申請をした。

▼ 本庁当局は、この登記申請が無効であるとする仮処分申請



令和5年
5月5日
第13号

を旭川地裁に申し出た。旭川地裁はこれを認め、本庁当局は、後任者が決定するまでは、なほ在任するとの理屈で、登記されたままの田中代表役員を暫定継続させてゐる。

▼ 旭川地裁の決定は不当であるので、芦原理事は札幌高裁に控訴してをり、審問の状況は会報第8号に掲載した。四月ころには決定がされると見込まれたが、東京高裁の様子をみてゐるのか、まだ結論が出てゐない。

▼ 芦原理事が代表役員であることを認めるべく、東京地裁に提訴した裁判は、一二月二二日の言い渡しで認められず、冒頭記載のやうに直ちに高裁に控訴し、この判決が六月にだされることとなった。

控訴理由書の主要論点

札幌高裁、東京高裁に提出した芦原理事の控訴理由書の主要論点は以下の通りである。

▼ 原判決（ならびにこれを是と

する本庁当局の主張：「月刊若木」の解説も含む）は「神社本庁憲章」とそれに基づく「神社本庁役員その他の機関に関する規程（以下「役員規程」と略称）を考慮せず、これが「庁規」の上位にある規定であることを認識せずに、「統理」と「総長」の位置づけを見誤った「法文解釈の違法」がある。

▼ 「神社本庁」といふ団体を論ずる場合、「前提事実」として、古来からの伝統を継承して全国の神社が連携する団体としての『本質的な神社本廳』（宗教団体である「神社本廳」と、その団体の世俗的事務運営のため「宗教法人法」により法人格を取得して運営されてゐる『宗教法人「神社本庁」』（控訴理由書ではこれを明確に区別するために「被控訴人法人」と記述することとしてゐる）とがある。この両者を明確に整理する必要を強く主張した。

▼ 原判決は、この整理が不十分で、法人規則である庁規の規定の解釈のみ論じ、法人の「役員会の議」を過大に重視する過ちを犯してゐる。

▼ 『宗教法人「神社本庁」』の理事は十七名で統理は含まれない

が、『本来の団体としての「神社本廳」の役員は、統理ならびに十七名の理事により構成され、役員会にはこの二つの形式がある。当然のことであるが、後者の役員会が上位にあるものとしてではなくてはならない。

▼評議員会直後の役員会は、後者の役員会であり、法人の役員会ではない。評議員会で満場一致の選任をされた統理を中心に、「御前会議」のごとく伝統的に運営されてきた会議であり、ここで統理の指名を受けた者が、総長として法人の代表役員となるのでなければならない。

▼この『本来の「神社本廳」』の機構・役員は、「神社本庁憲章」と「役員規程」に定められ、議決機関は評議員会であり、「統理」はこの「神社本廳」を総理する最高権威であり、最高権力を有する。「総長」は統理の命を受けて庁務を総管するのであり、「統理の命」に従はぬのは憲章違反の懲戒対象である（職員においても同然）。

▼統理の行為は総長の補佐を要し、統理の行為に係はる責任は役員会が負ふとの「庁規（40条5項）」の趣旨から、統理の総長指名といふ行為にも「実質的には役員会の判断で行はれることを予定」してあるとする原判決の解釈は、法人としての側面しかみてゐない失当である。

▼「役員規程」には「庁規（40条5項）」のやうな定めはない。事務処理については、起案・稟議・決裁の過程で、総長の助言や承認も必要であるが、統理の権限に属する事項については、法人の責任役員会の多数決に従ふ必要はない。

▼臨時役員会における「指名」といふ行為は、「総長の補佐」を得るものでもなければ役員会が責任を負ふものでもない。この行為は、『宗教法人「神社本庁」』の役員会から独立した、『本来の「神社本廳」』での「統理」の権限によるものである。

▼以上、理由書の主要な論点を、できるだけかみ砕いて（ややか

み砕きすぎもあるかも知れませんが）、列記させていただいた。詳細な事項はまだ多岐にわたるが、割愛し、主要点のみとしたので、概要をご理解いただく上での参考にされたい。

今後の課題と

「花菖蒲ノ會」の立場

以上の控訴理由書の解説において、「神社本庁」には『本来の「神社本廳」』と『宗教法人「神社本庁」』の二つの側面があることをご理解いただけたかと思ふ。

「花菖蒲ノ會」は『本来の「神社本廳」』の立場を確立堅持してゆくことが目標である。

しかし、現本庁執行部は、「宗教法人」であることに固執し、さらに「包括法人」として全国神社に強制力を確保する方向に傾いてゐる。

「憲章」制定に際し、「高天原に事始まり、国史を貫いて不易」なる祭祀の道統を護る存在としての、伝統的な神社の連带的機構として「神社本廳」が明示されたのであるが、この連帯を継続発展させるものは、「敬神尊皇」の教学を興すことである。

この教学の振興を蔑ろにして、連帯の集約力を見失った現本庁執行部は、ともかく包括法人であることを、自らの組織防衛の

根拠にしてしまつてゐる。

職員の不当な解雇・降格を実施し、これが最高裁で否定されるや、今回は統理様の権威の否定に挑んでゐる。

「宗教法人」であることのコンプライアンスは当然必要ではあるが、これをもって『神社本廳』の根底とすべきではない。

「○○学会」や「○○教会」と同列の存在として自己保身したいのが現執行部なのだろうか。

神社が「宗教法人」となったのは、神道指令からの典型的戦後レジームである。「戦後レジーム」からの脱却に賛同しておきながら、これに固執する自己矛盾からこそ、速やかに脱却し、

本来の伝統的神社機構を再構築しなくてはなるまい。五十年後、百年後の斯界のためにも、いま取り組まなくてはならない。

包括法人からは離脱はできるが、「高天原から事始まる」機構からは離脱は不可能である。そんな組織を目指すのが「花菖蒲ノ會」の基本的立場とならう。

裁判所が正当な結論を導いてくれることを期待するものではあるが、重要なのは自らの最高議決機関である「評議員会」において、正しい審議と決定が有効になされることである。全国

の評議員諸兄のご理解を深く期待するものである。

統理様のもつて

神社界の真姿を顕現しよう